

監査公表第 783 号

財政援助団体等監査（事務）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

また、財政援助団体等監査（事務）の結果を受けて、京都市監査基準第 20 条第 1 項の規定により京都市長から状況の報告がありましたので、同基準第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 27 日

京都市監査委員

1 令和2年度 財政援助団体等監査（事務）（令和3年3月31日監査公表第778号）

（文化市民局－1）

監査の結果（指摘事項）

3 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

(2) 出資団体監査

a 団体関係

(a) 財務諸表の作成

貸借対照表及び正味財産増減計算書については、資産及び負債の状態並びに正味財産の状態及びその増減を明瞭に表示する必要があるが、退職給付引当金が財務諸表に対する注記に記載された計上基準とは異なる基準で計上されるなど、適切とは言えない点があった。

公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表を作成するよう、埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

監査の現地調査を受け、所管課から埋蔵文化財研究所に対し、適正な財務諸表を作成するよう指導した。

これを受け、埋蔵文化財研究所において、公益法人会計基準等に準拠したものとなるよう、令和2年度決算の取扱いから次のように見直した。まず、退職給付引当金額については、財務諸表に対する注記に示しているとおり、自己都合退職による年度末要支給額に基づき計上することとし、貸借対照表、正味財産増減計算書に適正額を記載した。また、既積立額については、経常外収益として扱うこととした。さらに、財務諸表に対する注記には、関連当事者との取引の内容を記載することとした。

なお、令和2年度決算に係る貸借対照表等の財務諸表については、財団の監事による監査、理事会による承認を得たうえ、評議員会において監査からの指摘事項とその対応状況に関しての説明を行い、承認を受けている。

監 査 の 結 果 (意 見)

3 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

(2) 出資団体監査

a 団体関係

(a) 経営の安定化

京都市からの長期借入金 6 億 5,000 万円については、平成 30 年度から元金の返済を開始し、50 年分割払いにより返済することになっている。

このため、新規採用者を抑制するとともに、定年退職者を嘱託として再雇用するなど、既に人件費やその他の経費の削減を行い、返済財源の確保に取り組まれているところである。

このような状況において、埋蔵文化財研究所の令和元年度決算については、発掘調査事業収入が公共事業、民間事業とも前年度より大幅に落ち込み、合わせて約 2 億 6,800 万円の減収となった。

発掘調査事業収入については、発掘調査の規模や件数によって大きく左右されることは理解できるが、今後は公共事業が減少傾向にあるため、収入の大幅な落ち込みが続くと、返済財源の確保だけではなく、経営全体にも大きな影響を及ぼすことになる。

については、引き続き、支出の削減に努めるとともに、京都市との連携を密に行うことで民間の発掘調査も積極的に受託し、また、長年にわたり培ってきた独自の技術を生かして発掘調査以外の受託事業の拡大を図るなど、更なる収入の確保に努められ、一層の経営の安定化に取り組まれない。

講 じ た 措 置

経営の安定化について、所管課から埋蔵文化財研究所に対し、経費の節減などの収支の改善や民間事業の積極的な確保など、効率的かつ安定的な経営に努めるよう指導した。

これを受け、埋蔵文化財研究所から、経営の安定化を最重要課題と捉え、支出面では、引き続き、定年退職者の再雇用及び新規採用者数の抑制等により、人件費や事業費の削

減に努めると説明を受けた。

また、収入面では、契約業務を担当する部門の体制を強化し、京都市や国等の公共事業はもとより、民間事業の発掘予定等の情報を積極的に収集するとともに、発掘調査以外の写真撮影や測量、保存処理などについても、長年にわたり培ってきた研究所独自の知識、技術、実績等を、各種講座や出版物などの様々な機会を活用して広くPRすることで、契約増や新規契約の獲得を促進していくことを確認した。

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）

8 京都シティ開発株式会社

(3) 公の施設の指定管理者監査

a 所管課関係

(a) 利用料金の徴収根拠

健康・文化館の利用に伴う料金について、京都市ラクト健康・文化館条例（以下「健康・文化館条例」という。）に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て利用料金を定める必要があるが、承認を行った利用料金の中に、フィットネススタジオの貸出等、健康・文化館条例等に定めがなく徴収する根拠が不明確なものがあった。地方自治法等に従い、徴収根拠を明確にするよう改められたい。

対 応 状 況

健康・文化館におけるフィットネススタジオの貸出等の利用料金については、現在、コミュニティルームを除く健康・文化館を休館とし、今後の施設の方向性を検討しているところであるため、それに合わせて検討していく。

なお、コミュニティルームの利用料金のうち、コミュニティルームの机・椅子等セッティング料及び卓球備品レンタル料（卓球台、ラケット）については、その性質からすると本来自主事業に分類すべきであったため、令和3年4月から自主事業として取り扱う措置を講じた。

監 査 の 結 果 (意 見)

(1) 負担金等の支出

今回の監査においては、本市の応分負担である負担金等(以下「負担金等」という。)の交付を受けて運営経費等に充てている団体が、年度末までに執行できなかった相当額の予算を次年度に繰越している事例が複数見受けられた。

本市から支出している負担金等は令和2年度予算において729件あり、その中には、今回の監査で見つかった事例と同様に、特定の団体への運営経費等を本市が応分負担しているものが多数含まれていると考えられる。

については、本市がこれまでに経験のない危機的な財政状況にある中、特定の団体への負担金等の支出及び次年度以降の予算編成を行うに当たっては、当該団体の運営状況を十分に踏まえ適正な規模となるよう全庁的な注意喚起を行われたい。

講 じ た 措 置

令和3年3月31日付けで各局区等に通知を行い、交付した年度内に執行されなかった負担金は、交付団体に対して戻入を求めるなど、適正な執行になるよう周知するとともに、予算編成時において、当該団体の運営状況を十分に踏まえ、適正な予算額となるよう依頼した。

(監査事務局)